

中町道の駅条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

中町道の駅条例

(設置)

第一条 道路の通行者及び利用者の利便性の向上を図り、並びに観光に関する情報の発信、地場産品等の販売等により地域振興に寄与するとともに、災害時における災害応急対策に資するため、中町道の駅（以下「道の駅」という。）を奈良市に設置する。

(事業)

第二条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。

- 一 休憩施設及びバスターミナルその他の交通結節機能を有する施設の提供に関すること。
- 二 道路及び地域の観光、歴史文化等の情報の発信に関すること。
- 三 地域農産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売等による地域振興に関すること。
- 四 災害応急対策に関すること。
- 五 その他道の駅の設置目的を達成するために必要な事業

(使用の承認)

第三条 道の駅の別表に掲げる施設、設備等を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしないことができる。

- 一 道の駅の設置目的に違反するとき。
- 二 公益を害するおそれがあるとき。
- 三 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

五 道の駅の管理上支障があるとき。

3 知事は、使用の承認をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 偽りその他不正の手段によって使用の承認を受けたとき。
- 三 使用の承認の条件に違反したとき。
- 四 前条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 五 公益上特に必要があるとき。

(使用料)

第五条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合には、後納することができる。

(損害賠償)

第六条 道の駅の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定等)

第七条 道の駅の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人は、主として道の駅の管理を行う指定管理者になることができない。ただし、知事、副知事並びに同条第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第二百二十二条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りでない。

3 第一項の規定による指定を受けようとするものは、知事が別に定める期日まで、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 道の駅の管理に関する事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 知事は、前項の規定による提出があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- 一 住民の平等な利用が確保されること。
- 二 施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が行われるものであること。
- 三 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な経理的及び技術的な基礎を有していること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が道の駅の設置目的を達成するために必要と認める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第八条 指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って道の駅の管理を行わなければならない。

(指定管理者に行わせることができる業務の範囲等)

第九条 指定管理者に行わせることができる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条各号(第四号を除く。)に掲げる事業の実施に関する業務
- 二 第三条に規定する施設、設備等の使用の承認に関する業務
- 三 第四条の規定による施設、設備等の使用の承認の取消し等に関する業務
- 四 道の駅の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
- 五 道の駅の施設、設備等の維持管理に関する業務
- 六 道の駅の利用の促進に関する業務
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2 知事は、前項の範囲のうち指定管理者に行わせることとした管理に係る業務を行わないものとする。

(利用料金)

第十条 第七条第一項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、設備等の使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 指定管理者は、知事の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除するることができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、知事の定めるところにより、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第七条第一項の規定による指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により指定を受けた者は、施行日前においても、第九条第一項に規定する業務の開始に必要な準備行為を行うことができる。

(施行日以後の利用料金の額の定め)

4 施行日以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。

別表(第三条、第五条、第十条関係)

一 施設及びその使用料

施設	使用料

更衣室	交流スペース		
	一人一回につき 四〇〇円	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後一時まで
		午後一時から午後五時まで	午前九時から午後一時まで
		二、七八〇円	二、七八〇円
	五、五六〇円		

二 設備等及びその使用料

規則で定める設備等について当該規則で定める額